

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 【緊急小口資金の特例貸付の申込先の追加】

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施していますが、緊急小口資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会のほか、お住まいの都道府県の労働金庫又は郵便局（取扱郵便局に限ります）でも申込みが可能となります。

貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、各事業所の取扱内容のご確認等は下記お申込み先へお願いします。

貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

●お申込み先

以下のいずれかの窓口

- ・お住まいの市区町村社会福祉協議会（3月25日から受付中）
- ・お住まいの都道府県の労働金庫（4月30日から受付中）
- ・お住まいの都道府県の取扱郵便局（5月28日から受付開始）

※ 郵便局に申請書類を持参される際には、窓口の状況について、事前に取扱郵便局に電話でご確認ください。